

平成29年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成29年8月7日（月）午後2時～4時

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：17名

4 議 事（審議事項）：

- ・静岡県土地利用基本計画（素案）について
- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】静岡県土地利用基本計画の策定概要について
- ・【資料1-2】静岡県土地利用基本計画の改定ポイント
- ・【資料1-3】静岡県土地利用基本計画（素案）の概要
- ・【資料1-4】静岡県土地利用基本計画 現計画・素案比較対照表
- ・【資料1-5】静岡県国土利用計画（第五次）の概要
- ・【資料2-1】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料2-2】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案） 説明資料
- ・参考資料-1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第1回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、当審議会委員20名のうち17名の委員のご出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、初めに審議会開催に当たりまして政策担当県理事からご挨拶を申し上げます。

【県理事】 本日は足元の悪い中、会長をはじめ委員の皆様方には大変お忙しい中、国土利用計画審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。また、昨年度になりますけれども、第5次となる静岡県国土利用計画についてご審議をいただきました。お陰をもちまして、今年の3月に策定することができました。重ねてお礼を申し上げます。

本年度第1回目となります本日の審議会では、第5次の県国土利用計画を踏まえまして、本県の土地利用の調整等に関する事項を定める静岡県土地利用基本計画の改定につきましてご審議をお願いするものであります。県ではこれまでの本県の県土利用の方向性に、県国土利用計画に取り入れしました景観への配慮、人口減少下における県土の適切な利用管理のあり方といった視点を加えまして、県土地利用基本計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

併わせまして2つ目の議題となりますけれども、静岡県土地利用基本計画図の一部変更についてもご審議をお願いいたします。こちらにつきましては、土地利用基本計画で定める農業地域の変更1件についてご意見をいただきたいと考えております。委員の皆様にはご専門の立場から、また幅広い見地からのご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私のご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例に基づきまして、会長をお願いいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。大勢の委員の皆様方にご出席をしていただきまして、ありがとうございます。この会議が、この雨の中わざわざ出てきた甲斐があったという会議にしましょうよということをおっしゃっていただきます。せっかくお集まりになって顔を見ながら議論をするところに僕は意味があると思いますので、ぜひ皆さん方のご発言をいただきたいと思っております。

今日の審議事項は、静岡県土地利用基本計画についてと静岡県土地利用基本計画図の一部変更についてです。昨年度中に私どもが議論して、静岡県国土利用計画というのをつく

りました。そしてまた今度は静岡県土地利用基本計画をつくることになりましたが、一体、両者は何が違うのか。国土利用計画は総合計画に基づいて静岡県の土地の利用の仕方、今から議論する土地利用基本計画は手続を定める計画です。

例えば、太陽光発電をいろいろな場所で展開するときに、どういう手続が必要であるかや、県土利用という意味ではどのような押さえをしたらいいのかという、こういう議論の場です。ですから、少し細部にわたる手続法的、手続きの仕方等についての話になりますけれども、法定計画でございますので、それをつくるという審議を今日、今日のみならず今日からまた時間をかけてやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。今、申し上げましたように本日は2件の審議をお願いしたいと思いますが、まず最初に静岡県土地利用基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

＜静岡県土地利用基本計画（素案）について＞

【会長】 　　ただいま説明をしていただきました素案につきまして、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

【委員】 　　2ページの2の「土地利用の基本方向」に若干文章の変更がございますが、この中で現計画では、上から4行目、「地震や津波等の災害に対する防災と減災」という文言が含まれているのですが、変更案では「安全・安心な県土の構築」となっています。ここを敢えて、このように変更した理由があれば説明を伺いたいのと、8ページの一番下の段のアの保安林の中で、最後に「なお、中東遠地域の沿岸部においては、防潮堤の整備に合わせた防災林の再整備により保安林機能の向上を図るものとする」と明記されていますけれども、松枯れ等がしているところは再整備の方向で防潮堤が進んでいる一方、保安林が、例えば松枯れしていないところについて、ここで書かれていることがどのようなことを意味をしているのか少し説明をいただきたいと思えます。以上です。

【事務局】 　　1点目の記載の関係では、地震や津波災害に対しての防災・減災というところが、「安全・安心な県土の構築」に、変わったところの大きな趣旨としては同じことを意味しておりますが、資料1－5で、昨年、静岡県の国土利用計画というものを検討させていただいたとき、その中で県土を取り巻く情勢の変化と課題等を踏まえたときに、本県

として沿岸部を含めて安全・安心な県土の構築というものが、今後、国土利用を考えていく中で非常に重要であるという視点の1つとして、そこを踏まえさせていただいたものですから、今回、この土地利用基本計画の中でも、県国土利用計画の概要に沿う形で、言葉については「安全・安心な県土の構築」ということを全体を総括するような形として捉えております。

2点目の8ページの中東遠地域の沿岸部における防潮堤の整備につきましては、これは保安林の記述の中の一部ということになります。現在、中東遠地域における防潮堤等の整備が、沿岸部において進められてきておりますけれども、その中で、保安林の機能をより確保していく、向上を図っていくものとして、防潮堤の整備に合わせた、いわゆる森の防潮堤づくりですね。防災林の再整備の中で、保安林の機能の向上を図るという取組が進められているところでありますので、それについてもより促進をしていくという観点から、そういった記述を加えさせていただきました。

【委員】 素案の段階ですので意見を言わせていただきますが、「安全・安心な県土の構築」ということで、これは包括してそういった表現にしたとの説明がありましたが、沿岸部の住民にしてみると「地震や津波等の災害に対する防災と減災」という文言が抜けると、包括的に含んでいると言われても、本当にそうした整備等がされていくかという疑問が残るのです。ですので、その地域の住民からすると、こういった文言が削られるというのは非常に敏感なところになりますので、今後検討をいただきたいと思います。

それと、8ページの保安林の記述に関してですけれども、保安林が松枯れ等をして、機能を果たせなくなっているところは森の防潮堤づくりということで整備が進んでいるわけですけれども、保安林として現に機能しているところに関しては、防潮堤の築堤など、なかなか方向が見えないところです。今の説明であると、松枯れがしているところはやりますけれども、ほかにはここには記述されていない表現になっている感じがしますので、今一度説明をお願いします。

【事務局】 沿岸の保安林の機能につきましては、現在、松枯れ等によってその機能が弱くなってきているというところが実際に存在していて、その部分につきましては、保安林の機能の向上を図る必要性があると。そのときに、防潮堤の整備というものが併わせて進められているときに、単に築堤をするだけではなくて、保安林整備を合わせて行うことによって、自然と共生した防潮堤の整備を進めていくという県の森の防潮堤づくりの考えに基づいて、進めていくということで考えておりますので、ここにつきましては、あ

る程度保安林機能が弱まってきているところについて、より向上を図っていくことが必要なのだという点について追加させていただいております。

【委員】 最後、要望にしておきますけれども、保安林部分でも、きちんと災害に対する対策を整備していくといった、そうした方向性が書き込めれば書き込んでいただきたいと要望として申し上げます。以上でございます。

【会長】 僕も当事者の1人なのでよく分かるのですが、防潮堤を整備していく上で、保安林という言葉がある程度邪魔になっている。保安林だから、ここから先、防潮堤の整備ができません。松枯れした保安林の機能がないところは話が進んでいくが、松枯れしていない部分について、防潮堤を例えば10メートルならば10メートルやらなければいけないのなら、そのことがこの文章からしっかりと読み取れるようにしていただきたいと、こういう意味です。

【事務局】 記載については検討をさせていただきます。

【会長】 はい。ほかにいかがですか。

【委員】 最初に会長さんから、土地利用基本計画は手続き的などころを定めるところに大きな目的があるとお話いただいたが、静岡県には政令市があって、県の役割の部分と、市町の特に政令市と政令市以外のところのそのものの関係性ですとか、そういったところが非常に分かりにくい点があると感じています。土地利用基本計画案では、市町と県との関係について、例えば3ページ一番上のところに「市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図る」や、6ページに「地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町の意向を踏まえ」云々とあるのですが、この計画によって県・市町、市町においては政令市と政令市以外、そういったところの関係性がもう少し分かりやすくなると、非常に読みやすくなると思います。特に、個別の手続き的などころを考えると、これを目的とするならば、こうしたところが分かりやすくなるような配慮、工夫なりをしていただけるといいのかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。委員が言っているのは、この土地利用に関しては、政令市もほかの市も同じなのですかというもの。違うのだったら違うというふうに、案文に、しっかり書いておかないといけないのではありませんかと、手続法的な意味があるのだったら。そういう意味です。

【事務局】 確かにこの計画につきましては県が策定をするということで、県の立ち位置から策定をしておりますから、その意味では基礎自治体である市町との整合を図ってい

くというような視点で記載を加えさせていただいております。ただ実際に政令市につきましては、例えば市街化区域の編入云々というような手続きをするときには、県と同等な立場で対応されています。確かにそのことを意識した記載が抜けておりますので、検討させていただきたいと思います。

【委員】 私自身が特にこうしてほしいという対案を示せないところですが、今後検討していただけるということならば、それでお願いしたいと思います。

【会長】 ほかに。どうでしょう。

【委員】 4ページの真ん中あたりですね。③の「人口減少社会に適応した県土管理」が従来になかったものとして出てきたものであると思います。その5行目に「所有者等による管理が困難な土地については」とあって、最後が「最適な県土利用の選択を図る」となっています。言葉としては大変よく分かるのですが、ここがかなり難しいところだと思いますので、これから取り組む中で手続きのところをよろしくお願いしたいですね。管理が困難だから、親の土地・建物をどうしようということで、行政と相談しながら対応しているケースはよいのですけれども、預金だけは相続して、土地は放棄する、あとは行政にお任せしたいというケースもあると聞きます。どういうふうになれば行政が管理できるようになるかというところを明確にしていかなければなりません。言葉としてはとてもきれいに記載されています。もちろん難しいのは分かって書いていると思いますが、よろしくお願いしたいということです。

ごみ屋敷なんかはここに入ってこないのかなと思ったりしております。行政が管理できるようになるのに、こうなっていれば行政が管理できる、そうするとこうやって手をつけていく、その手続きのところを強くお願いしたいと思います。

【会長】 今のことについて事務局はご意見ありますか。

【事務局】 所有者等による管理が困難な土地ということについては、非常に全体として問題が深いということは、所有者不在の土地などを含めてそういう類いに入ってくるのだろうと考えております。

実際にそこについて我々が考えたときに、全体の方向性としてその中から少し複合的な施策の推進とか、選択的、新たな面を見出すということで、そういった記載の中で、方向性については出させていただいておりまして、その一環として、農業地域でありますとか森林地域におきましては、1つの事例として、荒廃農地の活用について記載を加えさせていただいておりまして、そこは全部のものが包括できていないところはありますけれども、

そういったことで今は考えさせていただいております。

ごみ屋敷的なところは、建物の扱いになりますので、少し土地利用の観点からは違うのかなと考えておりますけれども、方向性として、そういった位置付けをこの中ではさせていただければと考えます。

【会長】 この文章は、主人公は「所有者等による管理の困難な土地について」、「所有者に」となるのですかね。「土地の履歴や地域の状況を踏まえ、管理コストを低減させる」、所有者に管理コストを低減させる工夫をなささいという意味ですか。それとも市町ですか。

【事務局】 当然まずは所有者が自分の土地を管理していくというのは前提にはなりませんけれども、必ずしもそうはならないときに、例えば農地であればそれを担い手に貸すことによって、違う者がその土地を活用するという点において、行政でありますとか第三者が、その土地の有効活用を考えていくという視点でございます。

【委員】 担い手がいれば問題ない。担い手もない捨てられた土地の処分に、行政も手をつけられずに困っている。人口増加社会だったらそこに誰か住むことになるのだけでも、人口減少社会ではそうはいかないので、これから大きな問題になってくると思う。こうなれば行政が管理する、こうならないと行政は管理できないということを明確にしないといけない。よろしくをお願いします。

【委員】 今の委員の御意見に近いところがあるのですが、国土利用計画の中には、住宅地の健全な維持というのが大きな目標にあります。住宅地の健全な維持では、土地と建物が別とは書いていないのです。ごみ屋敷的なものは土地利用の観点からは対象と捉えていないとの説明でありましたが、市民レベルから言ったら、土地の上に建物が建っていれば建物込みの土地として考える。今一番、日本の中で問題になっているのは空き家対策。空き家対策の法律が制定され、危険性が高い空き家は自治体が撤去できるようになったが、市町が対応できるのは年間1、2軒。一方、静岡市に聞いたら4万5,000戸ぐらい空き家があり、そのうちの3分の1ぐらいは大規模改修が必要だとのこと。空き家だから、建物だからということではなくて、土地対策として考えていかないと、これから先、日本の中がだめになってしまう。

2ページ目の内陸フロンティアに関わる場所なのですが、「住宅地等の整備のための土地需要が相当規模見込まれる」との記載があり、この内陸フロンティアを含めて、高速道路ができてインターチェンジができて、そこに新しく住宅地なり、新しい土地利用が可能になってくるようになったときに、人口は増えない中では都市内の人口の移動が起きるとい

うことになる。また都市部の中の宅地の問題が大きくなってくる。そういうことが見込まれるのであれば、今まであった整備に対しても、土地利用という面で考えていくということをしちんとうたわないと、まだ行け行けどんどんという感じがしてしまうのですね。

では、先ほど委員がおっしゃったように何の対策ができるのかということ、例えば空き家対策の税制優遇、国がやらないのであれば市町、県レベルで税制優遇ができるのか、コミュニティの中で、例えば今、静岡市だけでも1,000ぐらいの自治会があって、その自治会が2軒空き家を自治会のために活用する。そこから年間を通して維持していくというようなことがあれば、少なくとも2,000軒の空き家は対策できるという、量の面からもしっかりとした対策をしていくことをどこかでうたわないと。法律もできたし、やる気もあるみたいだし、困っている課題もあるけれども、数的には達成できないという形になってしまうのではないかと思うので、まだ現況が見えていない中でどう位置付けるかということはあると思うのですが、2ページ目の「土地利用の基本方向」辺りに、少し踏み込んだ言い回しも入れていただければありがたいと思います。

あと2つあります。

1つ目は、津波のことなのですが、3ページに復旧とか復興の備えというのがあるのですが、私は静岡県には必ず津波が来ると考えているので、いかに速く復興できるかが要になると思っています。東日本大震災の事例を見ると、震災後の土地利用の方針が早く決まったところから復興がなされ、方針が決まっていないところは後ろ後ろに行ってしまう、大きな差が生じた。こうなった場合に、備えるという言葉があるのですが、この備えの中には、例えば今レベル1で計画をしているのだけれども、レベル1でも大きな被害が出る地域であっても現況は高台移転がなかなか進まないわけです。大きな被害があった場合に、そういった高台移転を強制ではないのですけれども、ある程度促してやっていくというような方向性が計画に入っているのかということ、まずお聞きしたい。

2つ目は、メガソーラーのことが一番最後のページに入っていますが、メガソーラーが県の土地利用事業の適正化に関する指導要綱の対象事業になっているのかどうかをご確認いただきたい。というのは、メガソーラーは市町にとれば景観は損なわれるし、伊豆地域では特に売電のためにやっているの全部東京電力に売られてしまうので、市町にとっては大きなメリットはないのだけれども、大きな面積でメガソーラーをつくっている中で、土地利用指導要綱の対象外事業とされているような話も聞いたのです。もしメガソーラーが対象事業になっていないのであれば、県の土地利用指導要綱の中に必ず入れていただき

たい。事業者によっては市町の言うことなんか聞かないというところもあるみたいなので、県のチェックが入るような体制をとっていかないと、美しい県土や、きれいな景観形成ということにはなっていないような気がいたしますので、その点を教えていただきたいと思ひます。

【会長】 1つ目の質問は、地震・津波被害があつた場合でも早期に復旧・復興ができるように市町においては、基本計画を定めておいたほうがよいということがこの土地利用基本計画の中に入っていますか、そういう意味ですね。

【委員】 そうです。

【会長】 そういうことを、この土地利用基本計画の中で、市町に対して、皆さん、いざというときに困るから、計画の中に入れてらいかかですかと、こういう意味ですね。

【事務局】 そこについては、検討させていただきたいと思ひます。

2つ目の御質問のメガソーラーについては、担当課長が出席していますので、そちらからご説明いたします。

【事務局】 メガソーラーは、土地利用指導要綱の対象事業とはなっておりません。県の要綱は災害防止を主な目的にしており、5ヘクタール以上の大規模な住宅団地やゴルフ場を対象にしておりますが、都市計画法の開発許可の対象にならない太陽光発電は対象としておらず、個別法で防災上の対策をとってもらふという制度的な枠組をとっています。

また、各市町ではそれぞれ土地利用指導要綱を持っており、それぞれ指導の対象とする事業は異なっておりますが、これを県がチェックするというのは若干違ふのかなと考えております。

【委員】 どこかで足かせがないと。県の土地利用指導要綱で対象事業としていないと市町でも抑え切れなところもあるので、対象事業にしてくだされば、県のチェックが入って指導ができることとなります。個別法での対応や都市計画法に位置付けられていないということではなくて、県の土地利用指導要綱の対象事業として入れていただければと思ひます。

【事務局】 検討させていただきたいと思ひます。

【会長】 13ページに大規模太陽光発電をどうして記載しているかと言つたら、土地利用計画を議論するときに、十分に配慮し適正な土地利用を図るとしている。それをどこでチェックしますかという話なのですよね。私は、市町ができないのであつたら、県がやってやろうではないかぐらいのほうがいいと思ふ。法律上の規定がないから県はやらない。

市町の判断でご自由になって、それが地域にとってよければいいのだけれども。県内の市町にもありますよね。今、大規模太陽光発電が問題になっているところが。首長にしてみたら困っていると思いますので、何らかのメジャーをどこかにセットしておく。だからこの土地利用基本計画などをつくる意味があると思うのです。ビューティフルな言葉だけではつくる意味がないので。この場ですぐというのはなくても検討してもらえませんか。

ほかにご意見ございますか。

【委員】 先ほど他の委員さんからお話がありましたが、全体的に人口減少社会を意識した構成になっている。特に4ページの③ですね。変更案の、人口減少社会に適応した県土管理ということで、これは国土利用計画でうたったので今回も出てきていますけれども、個人的にはこの③の2行目で、これまでと同様な労力や費用を投下した県土の管理を行うことが困難になると想定されるという認識を持たれたというのは、人口減少の現実と向き合った形でこれから取り組んでいこうという、大きな方針転換がされたと受け取りました。

それ以降を読みますと、複合的な効果を発揮する施策の推進というところでは、限られた財政でありますので、一石二鳥、三鳥、四鳥の生まれるところに重点的に取り組んでいきましょうということなのですが、人口減少が相当これから進むだろうというのは分かるのですけれども、一方でどうやって人口を増加させていこうかという取組もしております。今後、人口増加を図る上では、各市町がそれぞれの個性を持った形で、コンパクトシティもそうなのですけれども、まちづくりに取り組んでいかなければいけないと思っています。

ですので、人口が減少していくという想定のもとに厳しめのこうした土地利用の計画等を立てるのは、あるべきかなと思いますけれども、一方で、人口増加を生むような個性、また特色が出てくるような土地利用を図るべきだろうと。それには、それぞれの地域に合った個性的な政策を生かせるような土地計画にしなければいけませんので、今後の計画の中では、これまでは規制がかかってできなかったようなところを、そうした取組の中で柔軟に対応していきますよと言うのかというのを、1点お伺いしたい。

それと、防災、津波対策につながってくるのですが、沿岸部の危険な地域の人たちをできるだけ安全な地域へ誘導していこうという雰囲気を感じるのですが、そうした大胆なコンパクトシティへの取組ということを想定されて、今回こうした形で計画に取り組まれているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

【事務局】 1点目の人口減少社会の中で逆に人口を増やすための土地利用に対する取

組という点につきましては、今回、基本方針の中では持続的成長を確保する県土利用という部分が、そういう点に当たります。人口を増やすための施策として土地利用の観点から見れば、例えば工業用地の造成、企業誘致などの視点がそうですが、新東名高速道路等ができたことで、そのインターチェンジ周辺に関しましては、優位性が増し、可能性を秘めている地域になりますので、地域成長に資するような土地利用については、柔軟に対応していく必要があるだろうと考えています。当然、土地利用の転換を図るということは、個別法に則って手続きを踏んだ上で進めていかなければなりません。例えば内陸フロンティアの推進区域であれば、県では、ワンストップサービスで、都市的サイドと農業サイドが一体となって、その土地利用について検討を進めております。

2点目の沿岸部からの人口誘導につきましては、防潮堤の整備等を行うことによって安全を確保していくという前提がありますが、県においても津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の指定を進めており、自分たちの地域がどうなっているか認識をしていただくことも必要だろうと。あとは、例えば建物を古くなったから建てかえていかなければいけないときに、そういったコンパクトなまちづくり、安全・安心を確保するまちづくりに取り組んでいくことが必要だということでもあります。

【委員】 市町の立場からすると柔軟な土地利用が可能になれば、人口が増えたり、企業が誘致できるというお話が出てきます。これからのスピード社会、また人口減少の中でスピーディーに町をつくっていくということになりますと、柔軟な対応に尽きるわけなので、そうしたことができるような計画なり文章構成というものをご検討いただければと思います。

【会長】 まだ意見がある方がおいでになるかもしれませんが、この素案につきましては、ここまでのご議論といたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、土地利用基本計画図の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

<静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について>

【会長】 ありがとうございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございますか。

【委員】 都市地域に編入された後、基本的には工業系の土地利用がされるということですが、用途地域の指定等についてはどのように考えているかということと、静岡

市においては残り少ない土地利用可能地であることから、内陸フロンティアを拓く取組が125ヘクタールで行われる中で、今回の40ヘクタールのうち、都市農業を継続する農地として1.5ヘクタールを確保するというのもあるのですけれども、周辺の土地利用に関しての今後の見込み、見通し、動きなどを教えてください。

【事務局】 今回、都市地域へ編入する40ヘクタールについては、基本的には工業物流エリアとしての活用を考えており、用途は工業地域を予定しております。また、一部居住エリアもあることから、その部分については第一種住居地域とすることを予定しております。

当該地域全体の今後のまちづくりの考え方につきましては、静岡市において検討が進められておりますが、ここは「TAMIYA」のある地域になりますので、その高いブランド力を活かし、交流エリアとの連携によって人を呼び込むようなホビー産業関係、食品とか健康産業のリーディング産業等のものづくり産業、インターチェンジが近くにありますので、ロジスティック産業などを誘致しつつ、観光、体験農業的な都市農村交流を図るエリアも想定されています。また、今回のエリアの中では、1.5ヘクタールを農業エリアにしておりますけれども、今後、125ヘクタール全体の中で、農業地域などについても検討がされていると伺っております。

【委員】 基本的には工業系で、既存の集落地においては住居系を想定する。住居系の土地利用に関しては、既存集落に対応するということであって、あくまで工業系の土地利用の方向性で検討が進められていると。

【事務局】 おっしゃるとおりです。基本的には工業系で新規の企業を誘致するという前提で考えられております。既存住宅に対応する部分と、若干の新規住宅地も含まれてはおりますが、基本的には既存住宅への対応が主と聞いております。

【会長】 ほかにいかがですか。

このスマートインターは、いつから供用開始ですか。

【事務局】 平成30年3月の供用開始を目標に工事が進められていると聞いております。

【会長】 平成30年3月。なるほど。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

【会長】 はい。ご意見ないようでございますけれども、この件につきまして異議のある方はおいでになりますか。

では、本件につきまして、ご賛成ということによろしゅうございますか。

(「はい」「異議なし」との声あり)

【会長】 以上で今日の議事が全部終わりました。

もしもまだ意見のある方は、何らかの形で教えていただいて、そういうものを全部集めて次の案に入れていただけるとうれしいです。

では、以上です。

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは、審議会の閉会に当たりまして、県理事から一言ご挨拶を申し上げます。

【県理事】 委員の皆様におかれましては熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございました。

今、会長からもお話がありましたとおり、委員の皆様からいただいたご意見、それから時間がなくて、もう少しこういうことがあったというお話がございましたら、事務局にいただきましたら、それも含めまして検討させていただきまして、11月上旬に次回の会議を考えておりますので、そちらの案に対応させていただきたいと思っております。

また、土地利用基本計画図の変更につきましては、ご承認いただきましてありがとうございました。国土交通省からの意見聴取を経て、決定して公告をしていきたいと考えております。

人口減少社会で土地利用は減っていくということを前提とした国の国土利用計画に対して、本県の国土利用計画は、昨年度、皆さんと議論をしていく中で、内陸のフロンティアで発展という部分を強く出していこうということで取りまとめております。資料1-5にもありますとおり、将来に向け持続的成長を確保する県土地利用ということを入れさせていただきましたので、そちらについても今回の土地利用基本計画にも反映させていきたいと思っております。

それから、皆さんからご意見をいただいた、所有者等による管理が困難な土地、土地だけではなくていろいろ住宅等もあると思います。特に今、所有者不明の土地・建物が非常に全国的に問題になっております。これは今、静岡県でも同じような状況なのですけれども、こちらについて我々どのようにこの中に表していこうかという議論をした中で、こちらが、土地利用の調整の手続き論の部分だったものですから、どこまで書き込めるかということがございまして、こちらについては国の動きもあります。民間の団体が研究会を置いてやっている部分もあります。そういうものも見ながら、もしかすると土地利用基本計画というよりももう少し上の部分で方向性を考えていかないといけないということもあり

ますでしょうし、それを反映した中でこちらのほうにも表していかないといけないと思っております。

それと、今、静岡県は、平成30年度からの次期総合計画の策定を進めております。当然、県の最上位の計画になりますので、昨年度審議をしていただきました国土利用計画につきましても、その総合計画の分野別計画になりますので、場合によりましては次期総合計画との整合性を図るという部分で、今後の審議会の中で、国土利用計画そのものに遡って、またご審議をお願いするケースもあろうかと思っておりますので、またそのときにはよろしくご審議いただきたいと思いますと思っております。

最後になりますけれども、今後とも土地利用基本計画の策定に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

【一同】 ありがとうございました。

— 了 —